

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第4回 茨木市こども育成支援会議
開催日時	令和6年 10月15日（火） 午後6時00分～7時08分
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
出席委員	川西委員、五寶委員、柴田委員、樽井委員、畑瀬委員、濱園委員、福田委員、古川委員、前田委員、三角委員、村上委員、森委員、山田委員、山本委員（五十音順）
欠席委員	久保委員、下田平委員、津村委員、中谷委員、西川委員、安原委員（五十音順）
事務局	山寄こども育成部長、東井こども政策課長、村上子育て支援課長、浜本こども育成部副理事、中島発達支援課長、中路保育幼稚園総務課長、森保育幼稚園事業課長、薮内学童保育課長、松山人権・男女共生課長、澤田福祉総合相談課長、莫根生活福祉課長、山内施設課長、荒木施設課参事、吉崎社会教育振興課長、梶西学校教育推進課長、栗生教育センター所長、吉田こども政策課長代理兼政策係長、山口こども政策課職員、池こども政策課職員
案件	会議案件 （1）茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）の素案「第4期評価」及び「施策の展開」について
配布資料	（資料1）令和6年度第4回茨木市こども育成支援会議事務局説明資料 （資料2） 茨木市次世代育成支援行動計画 （第5期）（素案） （当日配布資料）

発 言 者	発 言 内 容
司 会 (東井こども 政策課長)	茨木市こども育成支援会議を開催いたします。 まず、本日の委員の出欠状況について、ご報告いたします。本日 20 人の委員のうち 14 名の出席をいただいております。また、株式会社サーベイリサーチセンターが会議録作成のため、この会議に同席しております。 それでは、茨木市こども育成支援会議条例第 6 条第 1 項の規定により、会議の議事進行を福田会長にお願いいたします。
福田会長	本日の会議は半数以上の委員に出席いただいておりますので、こども育成支援会議条例第 6 条第 2 項により、成立しております。なお、審議内容につきましては、これまでどおり発言者のお名前を付けて公表させていただきたいと考えておりますが、この件についてご異議ございませんか。
一同	異議なし
福田会長	それでは、会議案件の 1 つ目です。茨木市次世代育成支援行動計画（第 5 期）の素案「第 4 期評価」及び「施策の展開」について、事務局から説明をお願いいたします。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	資料 1 のシート 1 をご覧ください。本審議に入る前に、茨木市次世代育成支援行動計画（第 5 期）について説明します。 第 5 期計画は、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間の計画です。根拠法令は、こども基本法で、この法律が示す市町村こども計画が、第 5 期計画にあたります。また、計画の中には 5 つの計画が包含されており、「子ども・子育て支援事業計画」は、次の第 5 期計画の第 5 章に記載いたします。それ以外の 4 つ計画については、全体の計画に溶け込ますような形で作成していく予定です。 次に、第 5 期計画の構成は、第 1 章は計画策定の背景、国の動向などを記載いたします。第 2 章は人口推移等の統計データと昨年度に実施した市民アンケート調査の結果、第 4 期計画の総括等を記載いたします。第 3 章では、この計画の基本理念、「未来をつくるこども・若者が地域とともに成長するまち いばらき」をここに示し、施策展開についての考え方を記載します。第 4 章には、令和 7 年度からの事業について具体的に記載します。最後に第 5 章は、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを記載します。また、この計画全体のこととなりますが、「こども」という言葉の表記について、例えば第 2 章「こどもを取り巻く茨木市の課題」の「こども」は平仮名で表記していますが、第 5 章の「子ども・子育て支援法」の「子ども」の「子」は漢字で表記しています。これは、令和 4 年度にこども家庭庁が立ち上がる際に、国から「こども」を平仮名表記にするよう整備することという事務連絡があり、市がそれを受けて「こども」と書く時は平仮名で書くようにしています。ただ、法律名等の固有名詞や以前の計画の文言については、従来の表現のとおりになっています。そのため、第 5 期計画については、「こども」の表記が場所によってバラバラになっていますので、ご了承ください。 本日ご審議いただく内容は、赤で囲ってある第 2 章の第 4 期計画の総括の部分と、第 4 章の施策の展開になります。以上です。

福田会長	それでは、審議に入りたいと思います。第4期評価がこれまでの取組と課題の抽出、施策の展開は第5期計画からの事業ということですので、まずは第4期評価について審議します。第4期評価の概要について事務局から説明願います。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	資料1のシート4をご覧ください。第4期計画の評価を記載している第2章は、4つの項目から構成しています。1つ目の項目は統計データ、2つ目は昨年度実施した市民アンケート調査の結果、今年度実施した団体ヒアリングや当事者ヒアリングの結果を記載する予定です。では、3つ目の第4期計画の総括、4つ目の第5期計画の実施に向けた検討課題について、説明いたします。 第4期計画の総括は、資料2の素案も併せてご確認ください。資料2は10ページからになります。まず、(1)「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保状況」について、子ども・子育て支援法において計画が義務付けられている子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から6年度の振り返りを記載しています。①は「教育・保育施設の確保状況」、②は「利用者支援事業」になります。①は計画策定の際に算出した確保量・見込み量と、年度ごとの追跡をグラフで表しています。そして、その表と一緒に確保の状況に関する説明を簡単に記載しています。②は、計画策定時に算出した見込み量と年度ごとの実績をグラフで表しています。令和6年度の実績値については、まだ記載できていません。計画策定時には何月何日時点として令和6年度の実績値を記載いたします。事業概要と評価については概要だけを記載しています。これらの事業について、主なものは後段の(2)「子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題」でも振り返りを記載しています。 次に(2)の「子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題」について、資料2の15ページも併せてご覧ください。ここでは、令和6年度までの第4期計画の①「ライフステージごとの施策」から⑤「こどもの貧困対策における主な取組とその課題や、これからの必要な施策」について記載しています。主な取り組みやその課題の記載については、9月に委員の皆さんにこども育成支援会議において審議いただいた内容も踏まえた上で記載しています。「例えば」というところに記載していますので、ご確認ください。 続きいて第5期計画実施に向けた検討課題について、資料2の26ページをお願いします。この章では、第4期計画の課題を中心にアンケート調査やヒアリングの結果、国の動向等を踏まえて第5期計画に新たに取り組むべき課題や充実すべき事業を記載しています。(1)「こどもの権利の尊重と意見表明の場の確保」から(9)「ニーズに沿った少子化対策の強化」まで9項目を挙げています。 先ほどの9項目をどういう検討の下で挙げたか説明いたします。まず、シート8の上の表の緑色に塗っている部分をご確認ください。第6次総合計画(案)と記載しています。これは、茨木市全体のこれからの10年間を記載している計画で、令和7年度からの10年間の計画について審議しているところです。この計画の中に、こどもの施策について記載している項目があり、その内容を表に

	書き出しています。こども大綱は令和5年12月に閣議決定され、現在国のさまざまな施策がこの大綱の下で実施されていますが、こども大綱の中にこども施策に関する基本的な方針として、6つの項目が挙げられています。そのうちの5つを表に書き出しています。今回省いた1項目は、その内容がこども家庭庁と関係省庁等が連携し、政府全体でこども施策を強力に推進しますという内容になっていますので、市の計画では特出ししていません。ただ、市における横の連携や、民間団体との連携についてはとても重要なことになりますので、横断的な内容として認識しています。この第6次総合計画とこども大綱に沿うような形で、次世代育成支援行動計画（素案）の検討課題を9項目挙げています。
福田会長	第4期計画の評価について、ご意見やご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。 次に、施策の展開について事務局から説明願います。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	資料1のシート9、資料2の35ページも併せてご覧ください。資料2の35ページ施策の展開一覧は、141事業をライフステージごと、世代を超えた横断的な視点の下に振り分けて記載しています。資料2の40ページからは、ステージごとに具体的な事業内容や行動目標等の記載をしています。 次にシート10をご覧ください。項目ごとに記載している表の考え方について、説明します。資料2の40ページをご覧ください。例えば、①の相談支援・情報提供の項目の表をご覧くださいと、事業No.があります。これは、35ページの施策展開一覧に書かれている数字とリンクするようになっています。次に、事業の項目ですが、事業名を記載し、内容・評価指標に事業の概要を記載しています。その隣の行動目標は、「継続」、「量的充実」、「質的充実」、目標値を設定できる事業については、その「数値」についても記載しています。この行動目標の考え方ですが、「継続」はこれまでと変わらず実施していきます。「量的充実」については、例えば人を増やす、場所を増やす等、量をもって事業を充実させることを表現しています。「質的充実」は、例えば職員研修を実施して支援の質を上げる、業務のやり方を工夫して課題解決にあたる等、質を充実する場合に記載しています。なお、具体的に数値目標を定めることができる事業については、目標値も併せて記載しています。この目標値は、令和5年度より令和11年度の方が小さい値になっている事業もありますが、その箇所は今後修正等が必要かどうか検討します。 次のシートをご覧ください。新たに追加した事業の一覧を載せています。新たに事業を追加する理由としては、まず一点目は令和6年度以降の新規事業であること、二点目は第4期計画期間中の新規事業であり第5期計画から記載する事業であること、三点目が、従来から実施していたがこども大綱等で指針が明確に示されたことから、第5期計画から改めて記載することにした事業の3パターンになります。 次のシートをご覧ください。最後に第4期計画から第5期計画に引き続き記載するにあたり、行動目標を変更した主な事業を一覧にしています。これについては、表の一部に誤りがありましたので差し替え資料を配布しています。第

	4期作成時には質的充実が必要でしたが、例えば現在はそれを継続することが求められている事業や、逆にこれまでは継続事業であったが今後充実が必要な事業等をこの表に挙げています。
福田会長	それでは、今説明があった施策の展開について加筆や修正が必要と思われる箇所や不明点があれば、お受けしたいと思います。
樽井委員	36ページの事業No. 1229が2つあります。
東井こども政策課長	単純に間違いですので、修正します。
三角委員	新たな事業や変更されたものについて書いてありますが、事業を中止するのは表のどこかにあるのですか。
東井こども政策課長	この表にはありません。以前の会議の第4期計画の総括評価の資料に掲載しています。
三角委員	例えば事業No. 1214「幼稚園の預かり保育（一時預かり）」には、認定こども園の預かり保育は入らないのですか。
森保育幼稚園事業課長	これについては、認定こども園も含めて実数が出ています。
三角委員	それなら幼稚園だけでなく、「認定こども園や幼稚園の預かり保育」という文言に変更した方が良いのではないのでしょうか。
森保育幼稚園事業課長	内容も含めて検討させていただきます。
古川委員	47ページNo. 1216の「休日保育」の内容には「利用者数の増加を図ります」とありますが、令和5年度の目標値より11年度の方が少ない理由がありますか。
森保育幼稚園事業課長	11年度の数値については現在設定作業中で、これまでの利用実績に差があります。ただ、休日保育も継続していきますので、6年度の実績を見て見極めたいと考えているところです。
福田会長	この数字は、まだ変更されるという理解で良いですか。
東井こども政策課長	変更する箇所も出てくると思います。
福田会長	令和11年度の数字については、今後より精査されていくということです。
三角委員	27ページの（４）「保育需要に応えるための提供体制の確保・充実」の真ん中あたりに「すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けて「こども誰でも通園制度」として」という文章があります。この「こども誰でも通園制度」という文言を一時預かりの中に入れてしまうのか、別でどこかで考えるのか、そのあたりはいかがでしょうか。
福田会長	「こども誰でも通園制度」の取り扱いについて、事務局お願いします。
中路保育総務課長	「こども誰でも通園制度」に関して、事業計画として立てていくことになると思いますが、具体的にどこにどう立てていくのかがまだ国から明確に示されていません。一時預かり事業とは別になると思っているところです。今後計画を立てていくとなれば、この会議でもお諮りすることになると思います。

三角委員	次年度にはこの計画書が作られる中で、「こども誰でも通園制度」に関しては後から追記されるということですか。5年の間で追記することは可能なのですか。
中路保育総務課長	ここにどう載せ込むかを現段階で明確に回答することはできませんが、この計画策定後も、必要に応じて見直しを行ってまいります。そのため、計画見直しのタイミングで「こども誰でも通園制度」について追記することになるかもしれません。今はそのぐらいでしか回答できませんが、よろしくお願いします。
福田会長	近い将来あがってくるだろうということだと思います。
村上委員	46 ページの No. 1212「小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携」について詳細をお聞きします。令和5年度は実施されておらず、令和11年度の目標値が1回とありますが、これは全市にまたがるものか、ある特定のエリアが対象なのでしょうか。また、ここにある研修には中学校は入っていないという理解で良いでしょうか。
中路保育総務課長	まず、1点目について、現段階では市全体として考えています。 次に、2点目について、こちらの項目は保育幼稚園総務課で保・幼・小を重点的にということで目標値を立てていますので、この研修では中学校は想定していません。ただ、この目標値の中にはないのですが、別途中学校ブロックでの会議等もあります。
福田会長	学校教育推進課で取り扱っているという理解で良いですか。
梶西学校教育推進課長	おっしゃる通り、そちらは学校教育推進課の管轄になります。
福田会長	小中の接続についても、何かしらの研修なり連携なりが行われている、もしくは今後行われるという理解で良いですか。
梶西学校教育推進課長	小中については、普段の授業の交流からブロックごと、もしくは全体の研修等を通じて連携を図っています。今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。
三角委員	北中校区で保幼小中の連携会議を毎月1回実施しています。これは、各中学校区では実施していないのですか。私達も今年度から初めて参加させていただきました。公立保育所の状況や校区内の小学校・中学校の状況が見られて、色々な情報共有もできて良い会議だと思っています。それは、ここに含まれていないのですか。
梶西学校教育推進課長	各ブロックで保幼小中の連携は定期的 to 実施しています。先ほどは小中に限定して回答してしまいましたが、そのような会議を数年前より積極的に実施していただいております。中学校の先生方が就学前のこども達の様子を共有して、またそれが中学校の教育活動にも活かされています。
畑瀬委員	希望館のこどもたちは、西幼稚園、春日小学校、西中学校に通っていますが、幼稚園は小学校と、小学校は中学校と常に行き来をされていて、こどもについての情報共有がされているようです。その点では非常に上手くいっているのではないかと思います。

川西委員	畑瀬委員と同じ中学校区ですが、そういう中学校区がいくつあるのか気になっています。
梶西学校教育推進課長	学校教育推進課では、各中学校を拠点に全 14 ブロックそれぞれの実態でそのような会議を定期的に行っています。
福田会長	目標値があまり積極的にみえませんが、お話を聞く限りでは定期的に行われているようで良かったと思います。そのことが分かるような記述があった方が良いと感じました。
古川委員	48 ページの No. 1219 の「子育てハンドブック」について。つどいの広場でも 50 部ずつ配布用にいただきますが、毎年かなりの数が余っていてもったいないと思います。どれくらい配布されているのか把握して、削れるところは削った方が良いのではないかと思います。
村上子育て支援課長	ハンドブックはより身近なところで市民の皆さまに情報を提供していただけるようにということで、つどいの広場にも置いています。余っているとのことですので、再度調査のうえ、数を把握していきたいと思います。
前田委員	46 ページ No. 1213 「保育の提供体制の充実」の待機児童数が令和 5 年も 11 人も 0 人になっていますが、今年度の待機児童は 0 人ではなかったと思います。以前質問した際に、国の規定の算出方法で 0 人となっているとのことでした。今年もかなりの数の待機児童が出ていると思いますが、茨木市の待機児童 0 人とみて府外から来られて、待機児童がいっぱいで入れない人もいます。他の自治体では待機児童数をきちんと出しているところもあると思いますが、茨木市は今後も国の算出方法でいくのでしょうか。
森保育幼稚園事業課長	茨木市に限らず、どこの自治体も国の基準で算出しています。令和 5 年度は 0 人ですが、いわゆる保留児童がたくさんいる状況です。今後もこの方法で算出していきますが、令和 6 年度は 24 人の待機児童が発生している状況については把握しています。
福田会長	令和 6 年度は待機児童がいるということですね。
畑瀬委員	26 ページ (1) 「こどもの権利の尊重と意見表明の場の確保」について。施設に入所している、こども達の意見表明の窓口をどこかに作る計画はあるのでしょうか。
福田会長	こどもの意見表明について、市として受け皿のようなものを作る予定はあるか、というご意見だと思います。いかがでしょうか。
東井こども政策課長	こども基本法の中でも、こどもの権利と意見の尊重という言葉が出てきます。計画策定時や市の方向性を決める時にこども達の意見を聞きながら、聞きっぱなしではなく、こども達に考え方を示して進めていくという方向になっています。第 5 期計画については、ユースプラザに出向いて意見を聞いたり、アンケートの自由記述欄もグループ分けして各課の考え方を返していくことを考えています。ご意見のようなピンポイントの窓口については、現状計画には至っていない状況です。
福田会長	ご意見は、意見表明等支援事業についてだと思います。児童相談所が設置さ

	れている自治体ごとに今後準備を進めていくことになっていると思います。大阪府の枠組みで事業が展開されていきます。そこで意見表明支援員が出てくると思います。 数値目標の設定は、事務局も大変なのではないかと思います。数値目標を実際に立てていくプロセスで、どのあたりが一番苦労されているのか教えてもらえると、委員としてはその背景が理解できていると思いますが、いかがでしょうか。
東井こども政策課長	悩んだところは、コロナ禍で利用者や相談件数等の増減があった点です。令和元年度の数値を見て、コロナ禍でどう増減したのかを見ながら算出することが一番苦労しました。
福田会長	経年で見えていく中で増減の様子を立てていくことになるとは思いますが、確かにコロナ禍は特殊な社会状況下にあつて、サービスの利用状況に大きく影響を受けたと思います。それを踏まえて予想を立てていくことが大変だったと思います。また今後精査されるとのことなので、現実味のある数値目標を期待したいところです。 それでは、本日の案件は以上となります。前回のこども育成支援会議において委員の皆さまからいくつかご意見をいただいていたので、それについて事務局から報告があります。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	「令和6年度第3回茨木市こども育成支援会議における当日質問・ご意見等への回答」をお手元に配布しています。この上から3つが体育館の冷房運転に関するご意見・ご質問になっています。まず、1点目の体育館の冷房運転にかかる施設課とスポーツ推進課の考えを伺いたいというご意見について、本日施設課が参加しておりますので回答します。スポーツ推進課から事前にこの回答をいただいておりますので、「空調設備の使用目的を熱中症対策の一環としており、熱中症の厳重警戒レベルである暑さ指数28以上で運転することとしています。よって、空調使用料を別途徴収しておりませんが、施設使用料見直しの時に電気費用を考慮した施設使用料金に改定する計画です。」という回答をもらっています。 4点目のこどもの通学路になっている歩道の植え込みについて、歩道側に植え込みが茂っていて危ないと思う時期があるが、年にどのくらい整備しているのか伺いたいというご質問でした。建設管理課から回答をもらっています。「市の管理する歩道の植え込みに関しては、年に2回剪定を行っています。ただ、要望いただいた箇所については随時対応しているので、危ないと思うところがあれば建設管理課までご連絡ください。」ということでした。 次に、公園の整備について。4年前に新しく整備されているとのことでしたが、まだ工事がされていないためどういう状況か伺いたい、とのことでした。公園緑地課から回答をもらっています。「公園の再整備については、年数か所ずつ地元の自治会と相談しながら計画的に実施しています。ご指摘の具体的な公園名をまた教えてください。」ということでした。計画しているにも関わらず4年間ずっと工事がされないということはあまり考えられないことか

	ら、計画どおりになっているかどうか確認したいため、具体的な公園名を教えてください、とのことでした。 最後の、こどもが外遊びから帰ってくる時間の管理について。南体育館のコンビニ側の時計が壊れているけど今後直す予定があるのかどうか、というご質問については、スポーツ推進課から回答をもらっています。「今後屋外時計については更新を予定しています。」とのことでした。事務局からは以上です。
山内施設課長	小中学校の体育館空調について、昨年度から工事を終えて各小中学校で使用を始めていただいています。小中学校合わせて46校ありますが、すべてに体育館空調が付いているわけでは今のところありません。大きく3つの期に分けて工事を進めており、今は3期目の工事の最中になります。 まず、体育館の冷房運転に係る施設課とスポーツ推進課の考えの違いについて、市民体育館は市民のスポーツ振興を目的とした施設で、現在空調使用料としての徴収はされていません。将来的な施設使用料の見直しの際には、電気代等を考慮した使用料に改定する計画であるということが一点です。一方で、公立小中学校の体育館については、主に教育活動のために使用されることを前提としていますので、学校の授業等で使用する際の燃料代等は市がもちろん負担していますが、さまざまな目的で使用される一般の利用に対しては、空調の燃料代も使用料としていただいています。ご理解いただければと思います。 また、前回施設課がこの場に出席しておらず、そのあたりで説明が不十分でした。こういった空調を導入する際に、他市との比較等について勘案したかどうかというご質問も頂戴しました。料金設定について、空調の設置にあたり他市状況も調査しています。当時、先行して整備していた市が近隣では箕面市、池田市になり、本市と同じガスヒートポンプ方式で設置しています。地震や災害時に小中学校の体育館は避難所になり得るため、停電時やブロックごとにガスが止まる事態を本市も経験しています。そういった時にプロパンガスのガスヒートポンプ方式だと、ボンベをガス供給業者から運べて活用できるため、その方式を採用しました。全国的にもこの方式を取り入れている自治体が非常に多くなってきています。先行市である箕面市・池田市と茨木市はほぼ同額で、ガスの燃料費をご利用の際にご負担いただいているということでご理解いただけたらと思います。一方で、本市の後に空調設置を行われた摂津市は、市民体育館の空調使用の際にも使用料を徴収されています。学校の体育館の空調利用にあたっては、市民体育館に合わせた料金の算定を行い、現在の価格設定になっているとのことでした。 最後のご意見として、体育館の冷房設備の目的が暑さ対策であれば、冷房開始して涼しくなるまで30分利用することについて検討する必要があるとのことでした。冷気が隅々にいきわたるまで時間が必要であるため、例えば指導者が早く来場されてその後の活動に間に合うように空調を早めに入れていただいていると思います。利用カードの購入方法や運用方法については、昨年度からスタートしたばかりで導入直後でもありますので、市民の皆さまのお声を聞きながら今後の参考にしたいと考えています。

福田会長	ご意見いかがでしょうか。
山本委員	体育館使用料の価格設定など、色々なことを検討いただきたいと思います。冷房使用量が高くて困っている団体が多いことを頭に入れておいてもらえればと思います。
福田会長	事情は分かるが高いというのが利用者目線でのご意見だと思います。
三角委員	茨木市のスポーツ施設は抽選でなかなか利用できない状況が続いている中で、学校施設を開放していただけることはすごく有難いと思います。また、冷暖房が完備されていることは素晴らしいことだと思います。毎年のようにこども達の運動能力が下がってきている中で、学校施設を開放することは有難いことなので、色々な方の意見をたくさん聞いて今後良い環境でこども達がプレーできるように整備してもらえると有難いと思います。
福田会長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 今年の夏を振り返ると、こども達に夏休みに外で遊んで来いと言えない状況があったと思います。そういう中で体育館にエアコンが付いていて身体を動かせる環境が、もしかしたら今後普通になっていくのかもしれませんが。夏の体育館は本当に危険な暑さになっていると思いますので、エアコンが効いた中でスポーツできることをお金に関わらずできるようになることに期待したいと思います。この場でたくさんの意見が出たことを今後の施策に活かしてもらえれば有難いです。 それでは、本日の会議は以上となります。今後のこども育成支援会議の日程について、事務局から説明願います。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	本日すべての審議が終了しましたので、次回 25 日に予定していた会議はなしとなります。 次回のこども育成支援会議は、12 月中旬に予定しています。会議案件については、次世代育成支援行動計画（第 5 期）（素案）の検討、および計画策定に係る市長からの諮問を予定しています。以上です。
福田会長	それでは、これをもちまして令和 6 年度第 4 回茨木市こども育成支援会議を終了とします。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。